社会福祉法人共働福祉会 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算に係る 一時金支給に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人共働福祉会(以下「法人」という。)給与規程第1条に定める給料とは別に、令和4年7月13日 厚生労働省より公示された「福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算」の内容に基づき、福祉・介護職員を対象に賃上げ効果が継続されることを前提に支給される加算金「福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算金(以下「加算金」という。)」を原資として支給される一時金(以下「ベースアップ等支援一時金」という。)について必要な事項を定める。

(支給対象者)

第2条 厚生労働省の定める要件を参考に、法人内で定めた支給額・支給範囲に基づき、対象となる職員にベースアップ等支援一時金を支給する。

(支給額)

第3条 ベースアップ等支援一時金の支給額は、法人全体における加算金の見込み額に応じて、規程施行日または各年度初日までに当初予算に基づき理事長が定める額とする。なお、見込み額の変動によっては支給額の調整を行うことができる。

(支給方法・支給日)

第4条 ベースアップ等支援一時金手当の支給方法は、各月の給与に諸手当として支給するものとする。

(その他)

第5条 この規程は、加算金が終了すると同時に廃止するものとする。

附則

1. この規程は 2022 (令和 4) 年 10 月 1 日から施行する